

武雄市事業継続支援金(第4弾)

に関するお知らせ(変更)

当初、売上に国の「事業復活支援金」を計上することとしておりましたが、県の「時短要請協力金」のみ計上してください。既に申請や相談をされた方で、給付対象外となられた方は、再度確認をお願いします。

給付額

比較期間(注1)の売上(事業収入) - 基準月(注2)の売上×5カ月

注1 比較期間

- 平成30年11月～平成31年3月
- 令和元年11月～令和2年3月
- 令和2年11月～令和3年3月

注2 基準月

令和3年11月から令和4年3月までのいずれかのひと月

※給付額の上限(給付額は、千円未満切捨て)

事業者区分	減少率	上限
市内に本社を置く法人	50%以上	15万円
	30%～50%	10万円
上記以外 (個人事業主、法人が所有する店舗を含む)	50%以上	8万円
	30%～50%	6万円

※店舗ごとに申請書(様式1)、月別売上表(様式2)をご提出ください。

※時短要請協力金は、売上に含みません。

【問合せ】

- 武雄商工会議所
☎0954(23)3161
- 武雄市商工会 北方事務所
☎0954(36)2111
- 武雄市商工会 山内事務所
☎0954(45)2505